

薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の薬剤師少数区域における病院薬剤師の確保につなげることを目的として、県内の病院が薬学生を対象に実施するインターンシップの実施に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和 48 年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「薬学生」とは、大学の薬学部(薬学科)に在籍する学生(薬剤師国家試験受験資格を得る見込みの者)および薬学系大学院に在籍する学生(薬剤師国家試験受験資格を得る見込みの者または得ている者ならびに薬剤師)をいい、「インターンシップ」とは、薬学生が各施設の情報や病院薬剤師の業務内容を理解するために、病院が提供する就業体験プログラムをいう。

2 この要綱において「薬剤師少数区域」とは、滋賀県保健医療計画で定める甲賀医療圏、東近江医療圏、湖東医療圏、湖北医療圏、湖西医療圏をいう。

(補助金交付の対象および交付額)

第3条 この補助金の対象となる者は、薬学生を対象としたインターンシップを実施した県内の病院(医療法第7条による開設等の許可を受けた病院)の開設者とし、補助金の交付対象となる経費および補助の額は別表のとおりとする。

なお、補助事業者が、規則第6条の規定による補助金の交付決定前に行った事業についても、この交付要綱で認められている範囲内で適正と認められる場合には、補助の対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に同様式中に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助事業の申請期間)

第5条 第4条による補助金交付申請は、薬剤師少数区域に所在する病院についてはこの要

綱の施行日から申請を行うことができ、薬剤師少数区域以外に所在する病院は令和7年11月1日以降から申請を行うことができる。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は第4条および第7条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業について、計画内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、変更交付申請書(様式第2号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

- (1)事業を中止し、または廃止(一部の中止または廃止を含む。)する場合は知事の承認を受けなければならない。
- (2)事業が予定の期間内に終了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3)事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (4)この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律または予算制度に基づく県の負担または補助を受けてはならない。

(申請の取り下げ)

第9条 規則第7条に規定する当該通知に係る補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、15日以内に取り下げをすることができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により実績報告しようとするときは、令和8年4月10日(事業の廃止の承認を受けたときは、当該通知を受理した日から1か月以内)までに、補助金実績報告書(様式第3号)に同様式中に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 知事は、第10条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、こ

れを適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 知事は、第 11 条の規定により確定した額を精算払いの方法により交付するものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに様式第4号による消費税等仕入れ控除税額報告書を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準事務処理期間)

第 14 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1)規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条による交付申請があった日から起算して 14 日以内に行うものとする。
- (2)知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3)規則第 13 条の規定による額の確定は、第 10 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請)

第 15 条 令和7年度薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づく交付申請および第 10 条の規定に基づく実績報告または第 13 条に基づく消費税等仕入れ控除税額報告書については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例(平成 16 年滋賀県規則第 30 号。)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して申請することができる。

(検査)

第 16 条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(実施細目)

第 17 条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか補助金交付等に関して必要なときは、その都度これを定めて補助事業者に通知するものとする。

付 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年度以降の補助金に適用する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助率	限度額
薬学生に対するインターンシップの実施事業	インターンシップの実施に要する経費 ・薬学生の旅費(宿泊費除く) ・需用費(食糧費除く) ・役務費	1/2	120,000 円

様式第 1 号

第 号
年 月 日

薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金交付申請書

滋賀県知事

所在地
氏名（法人名）
代表者職氏名

このことについて、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明した時は、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書および収支予算（見込）書（別紙様式 1 - 1）
- (2) 補助金所要額調（別紙様式 1 - 2）
- (3) その他参考となる資料

<発行責任者・担当者>

氏名：

連絡先：

薬学生に対するインターンシップ実施事業実施計画書

1. 事業予定内容

(予定日時、人数、就業体験プログラムの内容 等を記載してください)

2. 事業の内容および経費の区分

事業名	区分	金額	説明
薬学生に対する インターンシップ の実施			
計			

3. 収支予算(見込)

収 入

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

支 出

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

様式第2号

第 号
年 月 日

薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金変更交付申請書

滋賀県知事

所在地
氏名(法人名)
代表者職氏名

年 月 日付け滋薬務第 号で交付決定の通知があった標記事業を下記のとおり変更したいので、薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の変更交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら意義の申し立てを行いません。

記

1 補助金額

- (1)申請額 金 円
(2)既申請額 金 円
(3)差引増減額 金 円 (1)－(2)

2 変更の理由

3 添付書類

- (1)事業実施計画書および収支予算(見込)書(別紙様式2－1)
(2)補助金所要額調(別紙様式1－2に準じて作成)
(3)その他参考となる資料

<発行責任者・担当者>

氏名:
連絡先:

薬学生に対するインターンシップ実施事業実施計画書(変更後)

1. 事業予定内容

(予定日時、人数、就業体験プログラムの内容等を記載してください)

2. 事業の内容および経費の区分

事業名	区分	金額	説明
薬学生に対する インターンシップ の実施			
計			

3. 収支予算(見込)

収 入

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

支 出

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

様式第3号

第 号
年 月 日

薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金実績報告書

滋賀県知事

所在地
氏名(法人名)
代表者職氏名

年 月 日付け滋薬務第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業が完了したので、薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて事業の実績を報告します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1)事業実績報告書および収支決算(見込)書(別紙様式3-1)
- (2)補助金所要精算調(別紙様式3-2)
- (3)その他参考となる資料(薬学生への配布資料等)

<発行責任者・担当者>

氏名:
連絡先:

薬学生に対するインターンシップ実施事業実績報告書

1. 事業実施内容

(実施日時、人数、就業体験プログラムの内容 等を記載してください)

2. 事業の内容および経費の区分

事業名	区分	金額	説明
薬学生に対する インターンシップ の実施			
計			

3. 収支決算(見込)

収 入

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

支 出

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

消費税等仕入れ控除税額報告書

第 号
年 月 日

滋賀県知事 様

所在地
氏名(法人名)
代表者職氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け滋薬務第 号で補助金交付決定の通知のあった令和〇年度
薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金について、薬学生に対するインターンシップ実施事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| 1. 年 月 日付け滋薬務第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

<発行責任者・担当者>

氏名:

連絡先: